

四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第16号

四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市土壤汚染対策法関係手数料条例（平成21年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第2条関係）		
手数料を徴する事務	単位	金額
（略）		
土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の変更の申請に対する審査	（略）	
<u>土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査</u>	1件	<u>120,000円</u>
<u>土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の合併及び分割の承認の申請に対する審査</u>	1件	<u>120,000円</u>
<u>土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査</u>	1件	<u>120,000円</u>

改正前		
別表（第2条関係）		
手数料を徴する事務	単位	金額
（略）		
土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の変更の申請に対する審査	（略）	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(環境部環境保全課)